

業務委託仕様書

1. 委託業務名

粕壁小学校外 10 校消防用設備等保守管理業務委託

2. 目的

本業務は、消防設備が火災等の非常時においてその機能を発揮するために、機能を維持できるよう保守点検業務を行うものである。

3. 委託場所

粕壁小学校	春日部市粕壁東三丁目 2 番 19 号
幸松小学校	春日部市八丁目 353 番地 1
豊野小学校	春日部市銚子口 1087 番地
牛島小学校	春日部市牛島 1080 番地
緑小学校	春日部市緑町五丁目 4 番 1 号
藤塚小学校	春日部市藤塚 82 番地 2
小渕小学校	春日部市小渕 905 番地 1
南桜井小学校	春日部市下柳 3 番地
川辺小学校	春日部市米島 756 番地
桜川小学校	春日部市大衾 496 番地 1
中野小学校	春日部市東中野 654 番地

4. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 消防設備の概要

(1) 点検箇所

- a. 消火設備 消火器具 屋内消火栓設備 動力消防ポンプ設備
- b. 警報設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備
 消防等へ通報する火災報知設備 非常用警報器具・非常警報設備
- c. 避難設備 避難器具設備 誘導灯設備
- d. 消防用水・消火活動上必要な施設 防排煙設備 連結送水管

詳細は、別紙「消防設備保守点検箇所一覧（小学校①）」（以下、「別紙」という。）のとおり

(2) 別紙において、不明瞭あるいは記載されていない設備については、現に設置されている設備の状況に応じて業務内容の法定点検を行うものとする。

6. 業務内容

(1) 法定点検

消防法第 17 条（消防庁告示昭和 50 年第 3 号）に基づき保守点検を行う。

機器点検 1 回／6 ヶ月

総合点検 1 回／年

なお、本業務においては、学校運営に支障が出る恐れある点検業務（鳴動試験等）があるため、点検の日時及び内容は、学校関係者及び発注担当課と事前に打ち合わせを行い実施すること

と。

軽微な故障（ヒューズ交換、電球交換等）はその場で対応を行うこと。この場合の工費は契約金額に含まれるものとする。

機器類に汚れ、埃が付着している場合は清掃を行うこと。

(2) 点検結果の報告

点検結果については、発注担当課の承認を受けた後、受託者において発注者に代わり点検結果を春日都市消防長に提出・報告を行うこと。

(3) 保守

受託期間中は保守・点検の期間とし、アラームが誤発報した際の復旧あるいは災害等により各設備の不具合が確認されるなどの障害発生時には下記の態勢を整え必要な措置を講ずること。

- a. 受託者の就業終業後、休業期間中においても、常時連絡がとれること。（留守番電話ではないこと）
- b. 連絡を受けてから2時間以内に障害発生場所（各学校）に到着できること。

7. 提出書類

(1) 着手時

点検を実施する者について、資格者等であることを証する資格者証（写）を添えて一覧表を提出すること。

(2) 業務終了時

業務終了報告書とともに消防法第17条の3の3の規定による消防設備点検結果報告書を作成し、提出すること。

(3) 総合点検報告

点検結果不良内容については、一覧をデータで提出するとともに概算見積書を提出すること。
別紙において、数量の錯誤等を確認した場合、その正しい数量等を報告すること。

(4) 保守報告

6. (3) の障害発生時の対応については、後日書面にて報告し、状況に応じて概算見積書を提出すること。

8. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、2回払いとする。

(2) 1回目の支払いは、1回目の点検が完了し、業務終了報告書提出後において、契約金額の2分の1とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、最終支払いで調整する。

(3) 最終支払いは、全業務終了後において、支払い済み金額を控除した残金とする。

9. その他

(1) 本業務の遂行に必要な計器、工具及び機材等は、受託者が負担するものとする。

ただし、電力、用水等は学校設備の現状の範囲で供与するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、両者協議の上これを決定するものとする。